

特定非営利活動法人 国際ビフレンダーズ 東京自殺防止センター 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人 国際ビフレンダーズ東京自殺防止センター（以下、「センター」という）の役員の報酬の支給の基準について定めることを目的とする。

(報酬及び費用の支給)

第2条 センターは、常勤及び非常勤にかかわらず、役員報酬は一切支給しない。ただし旅費等の実費は支給することができる。

(補足)

第3条 この規程の実施に関し必要な事項は、定款第19条3の規程により総会が別に定める。

(付則)

1. この規程は2017年5月20日から施行する。

国際ビフレンダーズ 東京自殺防止センター
就業規則

第1条 この就業規則は、労働基準法89条の規定に基づき、国際ビフレンダーズ東京自殺防止センター職員（以下職員と呼ぶ）の労働条件、服務規律その他の就業に関する事項を定めるものである。

第2条 この就業規則に定めのない事項は、労働基準法その他の法令の定めるところによる。

第3条 国際ビフレンダーズ東京自殺防止センター（以下センターと呼ぶ）及び職員は、ともにこの規則を遵守し、その誠実な履行に努めなければならない。

第4条 職員は、国籍、信条、社会的身分または性を理由として、労働条件について、差別的取扱いを受けることはない。

第5条 職員の採用は、選考により行う。

第6条 職員として採用された者は、次の書類を2週間以内に提出しなければならない。

① 履歴書

② 住民票記載事項の証明書

③ その他センターが必要と認める書類

2 前項の提出書類の記載事項に変更が生じたときは、その都度、すみやかに書面でこれを届けなければならない。

第7条 新たに採用された者については、採用の日から3か月間試用期間とする。

但し、センターが適当と認めるときは、この期間を短縮したり、設けないことにすることがある。

2 試用期間中に職員として不適当と認めたときは、第26条に基づき解雇することがある。

3 試用期間は、勤続年数に算入する。

第8条 センターは、職員の採用に際しては、次の労働条件を明示するものとする。

① 労働契約の期間に関する事項

② 就業の場所及び従事すべき業務に関する事項

③ 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日及び休暇

④ 賃金の決定、計算及び支払方法、賃金の締切り及び支払の時期並びに昇給に関する事項

⑤ 退職に関する事項

2 前項第①号ないし第⑤号の事項については、昇給に関する事項を除き、書面の交付により明示しなければならない。

第9条 センターは業務上必要があるときは、職員の従事する職務の内容または就業する場所の変更を命ずることがある。

2 前項の変更を命ぜられた職員は、正当な理由なくこれを拒むことはできない。

第10条 賃金は毎月15日に締め切り、当月25日に支払う。但し、支払日が休日にあたるときは、その前日に繰り上げて支払う。

2 次に掲げるものは、賃金から控除して支払うものとする。

- ① 源泉所得税
- ② 住民税
- ③ 健康保険及び厚生年金保険の保険料の被保険者負担分
- ④ 雇用保険の保険料の被保険者負担分

第10条の2 前条の賃金は、事務局長については雇用契約書、事務職員については雇用契約書・労働通知書等によって最低賃金を下回らない範囲で理事長が別に定める。

第11条 遅刻、早退、欠勤等により、所定労働時間の全部または一部について就業しなかった場合においては、その不就業時間に対する基本賃金は支給しない。

2 前項の場合において、不就業の期間の計算は、当該賃金締切期間の末日において合計し、30分未満は切り捨てるものとする。

3 一賃金締切期間における賃金の総額に10円未満の端数が生じた場合においては10円に切り上げるものとする。

4 賃金締切期間の中途において採用された者の当該締切期間の賃金は労働した期間に対して支給する。賃金締切期間の中途において退職した者の当該締切期間の賃金も同様とする。

第12条 1日の実労働時間は8時間とする。

2 始業時間 9時30分

終業時間 18時30分

休憩時間 12時から13時

第13条 本就業規則で定める就業時間、休日及び休憩の規定にもかかわらず、次の者については別段の取り扱いをすることがある。

- ① 管理監督の地位にある者
- ② 機密の事務を取り扱う者

2 前項第①に該当するのは事務局長である。

第14条 休日は、次のとおりとする。

- ① 日曜日および土曜日
- ② 国民の祝日・休日
- ③ 年末年始（12月30日～1月3日）
- ④ 夏季休日（8月13日～15日）

2 業務の都合によりセンターが必要と認める場合は、あらかじめ前項の休日を他の日に振り替えることができる。振替えを行う場合には、前日までに振替えによる休日を指定して当該者に通知するものとする。

第15条 年次有給休暇は6か月以上継続勤務した場合10日とし、以降各年1日ずつ増加し、20日を限度とする

2 年次有給休暇を取得しようとする者は、原則として1週間前に所定の様式により上長に届け出なければならない。

3 前項の届出があった場合でも、年次有給休暇の取得予定日において、業務に支障があると認められるときは、取得日を変更させることがある。

4 当該年度の年次有給休暇に残日数があるときは、翌年度（1年間）に限りこれを繰り越すことができる。

第16条 職員は、上司の指示に従い誠実に職務を遂行すると同時に、職場の秩序を維持するよう努めなければならない。

第17条 職員は、勤務中は職務に専念しなければならず、みだりに職場を離れてはならない。

第18条 職員は、許可なくセンターの施設や物品等を使用してはならない。

第19条 職員は、職務に関して自己の利益を図ったり、職務上の地位を私的利益のために用いてはならない。

2 職員は、許可なくセンターで営利を目的とする金品の貸借や物品等の販売を行ってはならない。

3 職員は、職場の風紀や秩序を乱してはならない。

第20条 職員は、センターの信用や名誉を傷つける行為をしてはならない。

第21条 職員は、職務上知り得た秘密・情報（特に個人の情報）を他に漏らしてはならない。

2 前項の規定は退職後も遵守しなければならない。

第22条 職員が、遅刻したとき、または早退をするときは、上長に届け出なければならない。

2 職員が欠勤する場合には、事前に上長に届けなければならない。但し、やむを得ない理由により事前に許可の申請が出来なかった場合は、事後速やかに届け出なければならない。

3 前項による欠勤が傷病による場合で、欠勤期間が7日以上に及ぶときは、医師の診断書を提出しなければならない。

第23条 職員が故意または重大な過失によりセンターに損害を与えた場合には、その損害を賠償させることがある。

第24条 職員が次のいずれかに該当するときは退職とする。

- ① 本人の都合により退職を願い出てセンターの承認があったとき、または退職願の提出後14日を経過したとき
- ② 期間を定めて雇用されていて、期間が満了したとき
- ③ 休職期間が満了しても、なお休職事由が消滅しないとき
- ④ 死亡したとき

第25条 職員が第24条第①号の規定に基づき退職する場合には、退職予定日の14日前までに退職願を提出しなければならない。

2 前項の規定に基づき退職願を提出した職員は、センターの承認があるまでは従来職務に従事しなければならない。但し、退職願提出後14日を経過した場合は、この限りではない。

第26条 職員が次のいずれかに該当するときは、解雇するものとする。

- ① 精神または身体の障害により、業務に耐えられないと認められる場合
- ② 職務の達成状況または勤務態度が著しく不良で、改善の見込みのない場合
- ③ その他前号に準ずるやむを得ない事情がある場合

2 前項の規定による解雇は、少なくとも30日前に予告するか、または平均賃金の30日分以上の解雇予告手当を支給して行なう。但し、試用期間中で勤務が14日を超えない者については、この限りではない。

第27条 センターは、職員の安全衛生および健康保持に関して、法令に従い必要な措置をとるものとする。

2 職員は、職場の安全衛生の保持のため、法令および諸規定に従わなければならない。

第28条 職員が業務上の事由により負傷し、疾病にかかり、または死亡した場合については、労働基準法の規定に従って労災補償を行うものとする。

2 前項の規定は、前項の労災補償と同一の事由について労働者災害補償保険法に基づいて保険給付がなされる場合には適用しない。

第29条 この就業規則の改正は、理事会の承認を得て行う。

付則

- 1、この就業規則は、2014年 4月 1日から施行する。
- 2、この就業規則は、2015年 4月 1日に改訂・施行する。
- 3、この就業規則は、2023年 6月30日に改訂・施行する。

特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人 国際ビフレンダーズ東京自殺防止センター	事業年度	令和5年4月1日～令和6年3月31日
-----	----------------------------------	------	--------------------

1 資金に関する事項〔①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項〕

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動

(1) 収益の源泉別の明細

収 益 源 泉 の 内 訳	金 額
会費収入	85,000円
寄付金収入 個人	6,672,358円
団体	1,402,554円
助成金	4,702,000円
養成講座受講料	270,000円
講師料	258,000円
雑収入	70,000円
受取利息	925円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
合 計	13,460,837円

(2) 借入金の明細

借 入 先	金 額
なし	円
	円
	円
	円
	円
合 計	円

(3) その他

なし

2 取引の内容に関する事項〔③次に掲げる取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引 ロ 役員等との取引〕

(1) 収益の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取 引 内 容 等
		3,000,000 円	寄附金
		2,385,000 円	助成金
		2,117,000 円	助成金
		850,000 円	寄附金
		600,000 円	寄附金

(2) 費用の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取 引 内 容 等
		2,964,000 円	当センター家賃
			給料
		1,033,450 円	ホームページ制作、WEB サイト保守代
		968,000 円	顧問料、給与計算、決算料
		829,156 円	後納郵便料

(3) 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引
イ 資産の譲渡（棚卸資産を含む。）

[illegible]

ロ 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）

取引先の氏名等	法人との 関 係	貸付資産の内容	貸 付 年 月 日	対 価 の 額	その他の取引条件等
なし				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

ハ 役務の提供（施設の利用等を含む。）

取引先の氏名等	法人との 関 係	役務の提供の内容	役務の提 供年月日	対 価 の 額	その他の取引条件等
			令和5年4月1日～令和6年3月31日	2,964,000 円	事務所賃貸 契約書による 月額247,000×12
			令和5年8月17日	60,000 円	筑西市ゲートキーパー研修講師
			令和5年11月28日、 令和5年11月30日	69,000 円	松戸市ゲートキーパー研修講師
			令和5年8月17日	60,000 円	筑西市ゲートキーパー研修講師
			令和5年11月28日、 令和5年11月30日	69,000 円	松戸市ゲートキーパー研修講師

3 寄附者に関する事項〔④寄附者（役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日〕

[illegible]

4 役員等に対する報酬又は給与の状況 [⑤イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(ロを除く。)、ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額]

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者^(注1)(以下「役員等」という。)に対する報酬又は給与の支給について記載してください。

(注1)「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者」とは次の者が該当します。

- ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(ロを除く。)

氏 名	職 名	法人との関係 (注2)	報酬・給与の 区 分	支 給 期 間 等	支 給 金 額
			給与	令和5年4月1日～ 令和6年3月31日	

(注2) 注1の①～④の内容を具体的に記述します。

ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額

集 計 期 間	令和5年4月1日 ～ 令和6年3月31日
給 与 を 得 た 職 員 の 総 数	左 記 の 職 員 に 対 す る 給 与 総 額
1 人	445,975円

5 支出した寄附金に関する事項 [⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日]

[illegible]

6 海外への送金等に関する事項 [⑦海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び用途並びにその実施日]

[illegible]

認定基準等チェック表（第3表）（初葉）

法人名	特定非営利活動法人 国際ビフレンダーズ東京自殺防止センター					チェック欄	
3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること						○	
イ 役員の数に次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること							
(1) 役員及びその親族等							
(2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等							
ロ 各社員の表決権が平等であること							
ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること							
ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと							
イ							
項目		役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割合 (④÷①)	
区分		①	②	③	④	⑤	
①	令和5年4月1日～令和6年3月31日	13人	2人	15.3%	0人	0%	
②	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%	
③	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%	
④	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%	
⑤	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%	
申請時		人	人	%	人	%	
(注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員状況」から転記してください。							
(注2) ③及び④については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。							
(例) 33.333...% → 33.3%							
ロ							
各社員の表決権が平等である		①	②	③	④	⑤	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等		はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ

(注意事項)

- 認定基準等チェック表（第3表）は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

第3表（次葉）

ハ

項 目	①	②	③	④	⑤	申 請 時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

㊤ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

二

項 目	①	②	③	④	⑤	申 請 時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

（注意事項）

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

役員の状況

第3表付表1

法人名	特定非営利活動法人 国際ビフレンダーズ東京自殺防止センター	㊦	㊧	㊨	㊩	㊪	㊫	申請時
役員数		13人	人	人	人	人	人	人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		2人	人	人	人	人	人	人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	人	人

[illegible]

美濃部 豊樹		理事		○							令和 3 年 11 月 13 日就任
加藤 豊子		理事		○							令和 6 年 6 月 10 日就任
伊東 健治		監事		○							平成 15 年 5 月 24 日就任 令和 6 年 6 月 9 日 退任
後藤 文彬		監事		○							令和 3 年 5 月 15 日就任

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第 55 条第 1 項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

帳簿組織の状況

第3表付表2

法人名	特定非営利活動法人 国際ビフレンダーズ東京自殺防止センター		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
現金出納帳・小口現金出納帳	手書き ノート	随時	7年
総勘定元帳	会計ソフト(JDL)を使用 ルーズリーフ	随時	7年
仕訳日記帳	会計ソフト(JDL)を使用 ルーズリーフ	随時	7年
固定資産台帳	税務ソフト(JDL)を使用 ルーズリーフ	取得除却ごと	7年
給与台帳	給与ソフト(JDL)を使用 ルーズリーフ	月1回	7年

(記載要領)

- ・ 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「現金出納帳」、「総勘定元帳」、「経費帳」などのように記載します。
- ・ 「左の帳簿等の形態」欄は、「3枚複写伝票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した内容に変更がないときは、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表（第4表）

（初葉）

法人名	特定非営利活動法人 国際ビフレンダーズ東京自殺防止センター					チェック欄
4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること						○
イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと						
ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと						
ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること						
ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること						
イ						
項 目	㉠	㉡	㉢	㉣	㉤	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
ロ						
項 目	㉠	㉡	㉢	㉣	㉤	申請時
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

（注意事項）

- 「認定基準等チェック表（第4表）」は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表（次葉）（ハ及びニ）」の記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表（第 5 表）

法人名	特定非営利活動法人 国際ビフレンダーズ東京自殺防止センター		チェック欄
5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること			○
イ 特定非営利活動促進法第 28 条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの） ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類 ヘ 助成の実績を記載した書類			
次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。 ※閲覧に関する細則（社内規則）等がある場合には、その細則（社内規則）等を添付してください。			同 意 ☒ する ☐ しない
イ	① 事業報告書等（事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち 10 人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面） ② 役員名簿 ③ 定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し） ※いずれも認定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの		
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位 5 者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者（役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が 20 万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 役員等に対する報酬又は給与の状況 a 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（b に係る部分を除く。） b 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日		
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し		

（注意事項）

- ・ 認定基準等チェック表第 5 表は、法第 55 条第 1 項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表（第6、7、8表）

法人名	特定非営利活動法人 国際ビフレンダーズ東京自殺防止センター
-----	-------------------------------

認定基準等チェック表（第6表）

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること						チェック欄
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無						
①	②	③	④	⑤	⑥	
有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	

認定基準等チェック表（第7表）

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと							チェック欄
○							
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無							
①	②	③	④	⑤	⑥	申請時	
有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	
注・認定基準等チェック表（第7表）は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。							

認定基準等チェック表（第8表）

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること				チェック欄
事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	平成 年 月 日	

（注意事項）

- ・ 法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に当たっては、認定基準等チェック表（第6表及び第8表）は、記載する必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表（第6表及び第8表）の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人 国際ビフレンダーズ東京自殺防止センター	チェック欄
認定、仮認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、仮認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。		○
1 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合 イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は仮認定特定非営利活動法人が仮認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該仮認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等（（注意事項1））若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 二 暴力団の構成員等（（注意事項2）） 2 認定又は仮認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人（認定、仮認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります）。 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 6 次のいずれかに該当する法人 イ 暴力団 ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		
1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は仮認定特定非営利活動法人が仮認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該仮認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・無
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・無
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・無
二	暴力団の構成員等の有無	有・無
2	認定又は仮認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・いいえ
3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・いいえ
4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・いいえ
添付書類	認定、仮認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、 <u>上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること</u> （注1）その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること （注2）役員報酬規程等提出書には添付不要	
5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・いいえ
6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・いいえ